

## 第78回神河町議会臨時会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成28年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 第46号議案 神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の件
- 第47号議案 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約の件
- 第48号議案 神河町峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約の件
- 第49号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第1号）



神河町告示第73号

第78回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年4月21日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 平成29年4月27日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件

- (1) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成28年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- (4) 神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の件
- (5) 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約の件
- (6) 神河町峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約の件
- (7) 平成29年度神河町一般会計補正予算（第1号）

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和	小 寺 俊 輔
藤 原 日 順	松 山 陽 子
山 下 皓 司	三 谷 克 巳
宮 永 肇	小 林 和 男
藤 原 資 広	廣 納 良 幸
藤 森 正 晴	安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

平成29年 第78回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年4月27日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

平成29年4月27日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）  
日程第4 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第5 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成28年度神河町一般会計補正予算（第8号））  
日程第6 第46号議案 神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の件  
日程第7 第47号議案 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約の件  
日程第8 第48号議案 神河町峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約の件  
日程第9 第49号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）  
日程第4 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第5 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成28年度神河町一般会計補正予算（第8号））  
日程第6 第46号議案 神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の件  
日程第7 第47号議案 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約の件  
日程第8 第48号議案 神河町峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約の件  
日程第9 第49号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第1号）
-

出席議員（12名）

1番	藤原裕和	7番	小寺俊輔
2番	藤原日順	8番	松山陽子
3番	山下皓司	9番	三谷克巳
4番	宮永肇	10番	小林和男
5番	藤原資広	11番	廣納良幸
6番	藤森正晴	12番	安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	坂田英之	主事	山名雅也
係長	榎谷美幸		

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	地域振興課参事兼農林業特命参事
副町長	細岡重義	多田守
教育長	澤田博行	ひと・まち・みらい課長
町参事	野邊忠司	藤原登志幸
町参事	前田義人	建設課長 真弓俊英
総務課長	日和哲朗	地籍課長 児島則行
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長 中島康之
	児島修二	健康福祉課長 大中昌幸
情報センター所長	藤原秀洋	会計管理者兼会計課長
税務課長	和田正治	山本哲也
住民生活課長	高木浩	病院事務長 藤原秀明
住民生活課参事兼防災特命参事		病院総務課長兼施設課長
	田中晋平	藤原広行
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事		教育課長 松田隆幸
	石堂浩一	
地域振興課参事兼観光振興特命参事		
	山下和久	

## 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

臨時会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

4月は新しい年度の始まりであり、入学、入社等それぞれに新たなスタートが切られたことと思います。役場においても8名の新入職員を迎え、一層の若返りが感じられます。

一方、外交においては、北朝鮮の非人道的な振る舞いにより世界中が気の抜けない緊張感に包まれております。どのようなことがあっても、平和理念に基づき最悪の事態だけは回避しなければなりません。関係各国に強く望みます。

本日、第78回臨時会が招集されましたところ、議員各位にはお繰り合わせ御出席いただきありがとうございます。

今臨時会に提出された議案は、専決処分、工事請負契約、一般会計補正予算等いずれも重要な案件であります。適正妥当な結論が得られますよう、慎重審議に努めていただきますようお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

---

## 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、第78回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

山々の新緑が日ごとに輝きを増す好季節となりました。4月に入りましてからは、町内各地域で伝統行事、イベント等が開催され、また天候にも恵まれ、多くの方々にぎわいを見せております。

さらに、神河町が本年2月に国土交通省に申請しておりました国道312号線大黒茶屋で本年11月末オープン予定を進めています道の駅銀の馬車道・神河が4月21日付で国土交通省の登録が決定いたしました。あわせて、今月中に発表予定の文化庁による日本遺産認定で銀の馬車道、鉾石の道が日本遺産登録がなされれば、神河町にとりましてそれぞれの施設に付加価値が高まり、さらに多くのにぎわいづくりになることに大きな期待をしているところであります。

そのような中、4月16日に悪天候により順延が続いていた地域の伝統行事であります砥峰高原山焼きが開催されました。その際、山焼きの点火作業に当たられていましたスタッフの方に火が燃え移り重傷を負われ、また救助に当たられましたスタッフが両手にやけどを負うなどの事故が発生したわけであります。けがをされました方々には心からお見舞いを申し上げ、一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。改めて、安全管理には最大限の注意を払っていくことが重要、このことを心に刻んだところであります。今後は、地元集落とともに伝統行事とイベントの今後の適切な対応について協議

を進めてまいる所存であります。

さて、本日は専決処分の承認3件、工事請負契約3件及び一般会計補正予算の計7件を提案させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 申しおくれましたが、新年度初めての本会議であります。執行部、議会事務局ともに異動がありまして、新しく着任されました方をここで御紹介いたします。

町参事に前田義人町参事、着任されております。

それから、住民生活課、高木浩課長が着任されております。

地域振興課参事兼農林業特命参事に多田守参事が着任されております。

また、議会事務局におきましては、新入職員の山名雅也主事が放送、記録係に着任されておりますのでよろしくお願いいたします。

---

#### 午前9時05分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第78回神河町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

3番、山下皓司議員、4番、宮永肇議員、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

それでは、早速議案の審議に入ります。

---

#### 日程第3 第43号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第43号議案、専決処分をしたものにつき承認を求

める件（神河町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行されることとされましたことに伴いまして、神河町税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第43号議案の説明をさせていただきます。

このたび、我が国における経済の成長力の底上げを行うべく、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しを行う等を初め設備投資促進税制や災害等に対応した各種規定の整備が行われており、それを含めた税制改正による各種の法律が3月末に公布をされました。これらの改正に伴い、今回神河町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますのでごらんをください。

新旧対照表の1ページ、下ほどから2ページにかけてでございます。第33条につきまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化されたものでございます。従前よりこの上場株式等の配当所得等につきましては申告の不要、申告分離課税、総合課税について納税者が任意に選択できておりましたが、このたび所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であるということが明確化されたものでございます。

次に、2ページの下ほどから3ページにかけてでございます。第34条の9につきましては、先ほど申し上げました第33条の改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

同じく 3 ページから 5 ページの上ほどまでになりますが、第 48 条につきましてでございます。法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に関する規定の整備を行っております。

次に、5 ページ中段から 6 ページ中段にかけてでございます。第 50 条の改正につきましては、第 48 条と同様の法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に関する規定の整備を行っております。

次に、6 ページ下ほどになりますが、第 61 条につきましてです。震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例を追加規定をしたものでございます。課税標準価格の 2 分の 1 となっております。

次に、6 ページの一番下になりますが、7 ページにかけてでございます。第 61 条の 2 につきましては、わがまち特例の割合を定める規定を定めてございます。その第 1 項につきましては、家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準を定めてございます。第 2 項につきましては、居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準を定めてございます。第 3 項につきましては、事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準を定めてございます。

次に、同じく 7 ページの中ほどからになりますが、第 63 条の 2 につきましては、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定を定めてございます。

次に、7 ページ下ほどから 8 ページにかけてでございます。第 63 条の 3 につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り所有者の申し出により従前の共有土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定整備を行っております。

次に、8 ページの一番下から 9 ページ中ほどにかけてでございます。第 74 条の 2 でございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り特例適用する常設の規定を定めたものでございます。つまり被災住宅用地であっても住宅用地とみなすという内容の規定になっております。

次に、9 ページの下ほどになります。附則第 5 条についてでございますが、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備を行っております。

次に、10 ページの上ほどになりますが、附則第 8 条につきましてでございます。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、適用期限を 3 年間延長するものでございます。

次に、10 ページの中ほどになります。附則第 10 条につきましては、固定資産税に係る課税標準の特例の規定の読みかえ規定を今回の法律改正にあわせて改正をいたしております。

10 ページ下ほどから 11 ページ中ほどにかけてでございます。附則第 10 条の 2 に

つきましては、法改正による項ずれの修正が前段にございまして、内容といたしましてはわがまち特例の割合を定める規定でございまして、特に11ページの中ほどになりますが、第17項、第18項を改正をいたしております。第17項につきましては、事業所内保育施設、政府の補助による事業の用に供する固定資産に係る課税標準を5年度分に限りということで規定をいたしております。第18項につきましては市民緑地の用に供する土地ということで、政府の補助による事業の用に供する固定資産に係る課税標準を定めてございまして、3年度分に限りという内容でございまして。

11ページ下ほどから14ページ中ほどにかけてでございまして。附則第10条の3につきましては、耐震改修が行われ認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定をいたしております。

次に、14ページ下ほどから15ページにかけてでございまして。附則第16条につきましては軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる軽減課税をいたしておる部分でございまして、それにつきまして適用期限を2年間延長するものでございまして。その中で、5項につきましては電気あるいは天然ガスの車を規定しておる部分でございまして、第6項、第7項につきましてはエネルギー消費効率による部分で仕分けをしてございまして。

次に、16ページをお願いいたします。附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定をしてございまして。内容的には、グリーン化特例等におけます不正、偽りがあつた場合の特例の規定を定めてございまして。

次に、16ページ下ほどから17ページ上段にかけてでございまして。附則第16条の3につきましては、特定上場株式等の配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化されたものでございまして。前に申し上げました第33条第4項に規定されたものと同様の内容になります。

17ページ中ほどから18ページ上ほどにかけてでございまして、附則第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございまして。

次に、18ページ中ほどになります。附則第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得について、先ほど申し上げました提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化されたものでございまして。

18ページの下ほどから19ページにかけてでございまして。附則第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化されたものでございまして。

この条例につきましては、原則平成29年4月1日から施行するものでございまして、ただし各条文ごとの施行期日は各附則において定めておるところでございまして。

また、別紙改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきたいと思います。

以上、第43号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第43号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第4 第44号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第44号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行されることとされましたことに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第44号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、一部税法の一部を改正する法律、先ほど町長が申し上げました一連の法改正がされたことに伴いまして、昨年度に引き続き低所得者への軽減制度の拡充を図ることが主な改正点でございます。

新旧対照表をごらんください。第21条、国民健康保険税の減額についてでございます。低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乘じます所得額の変更でございます。具体的には、同条第2号中の5割軽減世帯につきましては26万5,000円から27万円に、同条第3号中の2割軽減世帯につきましては48万円から49万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は平成29年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては平成29年度以後の年度分に適用をいたします。

以上、第44号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

第44号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 第45号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第45号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成28年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成28年度神河町一般会計補正予算（第8号））でございます。

平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第7号）以降補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の主なものといたしましては、歳入では各譲与税、交付金、特別交付税、繰入金等の確定によりそれぞれ増減いたしております。

歳出では、総務費の諸費において平成27年度の国庫補助金の返還金を増額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億404万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第45号議案の詳細説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、7ページ、歳入をお開きください。

2、歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税につきましては、揮発油税と地方道路税の国税2税でございます。そのうち42%が市町村の道路の延長及び面積で交付をされるものでございまして、決算によりまして68万3,000円の増額でございます。

続きまして、2項自動車重量譲与税につきましては、自動車検査証の交付時に自動車の重量により課税をされるもので市町村に交付をされるもので、70万3,000円の増額でございます。

続きまして、3款利子割交付金につきましては、預貯金の利子5%相当額が県民税利子割として課税をされております。その収納額から事務費相当分を控除した残りの5分の3が各市町村の県民税の割合に応じて交付をされるものでございまして、117万4,000円の減額でございます。

続きまして、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金につきましては、上場株

式の配当並びに譲渡益に対してそれぞれ5%が県民税配当割、そして県民税株式等譲渡所得割として課税をされております。それぞれの市町への交付の割合は、先ほど利子割交付金で申しあげましたと同様の割合で交付がされているものでございまして、510万8,000円の減額でございます。株式譲渡所得については470万5,000円の減額でございます。

6款ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用税として県民税が課税されております。その10分の7に相当する額が各市町村に交付されるものでございまして、488万7,000円の増額でございます。

7款地方消費税交付金につきましては、従来の5%に相当する地方消費税交付金に相当する部分が94万8,000円の減額、そして5%から8%にかき上げされた3%分の社会保障の財源として交付をされている部分が86万8,000円の減額でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。8款自動車取得税交付金につきましては、自動車の取得に対して県税として自動車取得税として課税をされております。その10分の7が各市町村の道路の延長、面積により交付をされるものでございまして、632万4,000円の増額でございます。

10款地方交付税につきましては、これにつきましては3月の定例会の最終日に町長が報告をしたとおりでございまして、特別交付税で交付金額が確定した部分で1億3,940万円の増額ということで、特別交付税の交付額につきましては5億1,220万円ということでございます。あわせて、普通交付税が27億1,484万4,000円ということで、地方交付税合わせまして32億2,704万4,000円ということでございます。

続きまして、11款交通安全対策特別交付金につきましては交通安全対策を推進する施策の一環ということで、道路交通法に定める交通違反の罰則金、これが原資となってございます。この原資をもとに、各市町の交通事故の件数に応じて交付をされるものでございまして、31万5,000円の減額でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、3節環境衛生費補助金987万円の減額でございます。これにつきましては地球温暖化対策推進事業補助金ということでございまして、地方公共団体のカーボンマネジメント強化事業ということで進めておりましたけれども、当初、環境省からの直接補助金という中で国庫補助金として計上いたしておりましたが、その環境省から事業委託を受けた一般社団法人環境イノベーション情報機構を通しての間接補助ということが判明をしたことにより、今回国庫補助金987万円を減額をさせていただき、その下の20款諸収入の9節雑入の中の地球温暖化対策推進事業補助金ということで、これにつきましては交付決定額により928万8,000円を計上し、国庫支出金から雑入のほうへ予算を組み替えをさせていただきました。

続きまして、18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金1億4,000万円の減額でございます。これにつきましては、今回の専決により歳入が増加したこと

により減額をいたすものでございます。これを受けまして、平成28年度末の財政調整基金の残高につきましては18億9,282万1,000円の見込みでございます。

続きまして、20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1節新市町村振興交付金122万6,000円の減額でございます。これにつきましては、オータムジャンボの宝くじの交付金が確定をいたしましたので、その部分で減額をいたすものでございます。ちなみに、オータムジャンボの交付金につきましては122万6,000円減額の435万2,000円が交付をされる予定でございます。続きまして9節雑入、振興協会市町交付金373万3,000円の増額でございます。これにつきましてはサマージャンボの交付金に係る市町交付金ということで、交付金全体につきましては683万3,000円の交付になる予定でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページ、3、歳出。2款総務費、1項総務管理費、8目諸費、23節償還金、利子及び割引料80万4,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度臨時福祉給付金事業、国庫補助金返還金ということでございまして、これにつきましては平成27年度分の補助金返還ということでございます。平成28年6月15日付の実績報告に基づきまして、本年3月17日付で厚生労働省から県を通じて補助金の交付額の確定通知、そして同時に超過交付となった補助金の返還通知があったことから、その償還金を今回専決処分として計上いたしましたものでございます。

続きまして、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生費につきましては、それぞれ先ほど申しました国庫支出金と雑入の財源の内訳の変更でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論もないようでございますので、討論を終結します。

第45号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第6 第46号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第46号議案、神河町超高速ブロードバンド基盤整

備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の件でございます。

本件は、神崎エリアへの光ケーブルの敷設に伴う関係工事（敷設・撤去・切りかえ）及び放送等設備更新を行うもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細について、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） それでは、第46号議案、神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事請負契約の締結についての補足説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

まず、契約の方法につきましては随意契約、契約額は7億2,144万円、消費税込みでございます。プロポーザルのときの見積額につきましては、7億2,271万8,720円でございます。契約の相手方は神戸市中央区東川崎町1の7の4、富士通ネットワークソリューションズでございます。

工事請負契約等に関する附属説明資料1ページをお願いいたします。プロポーザルの状況等ですが、今回の請負契約につきましては一定の参加資格を有する事業者から本事業に関する提案を受け、神河町超高速ブロードバンド基盤施設整備事業プロポーザル審査委員会において、提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最もすぐれた内容の提案を行った事業者としまして富士通ネットワークソリューションズ株式会社を契約候補者として選定いたしておりました。平成29年度に入りまして改めて事業費に関する見積書及び資格審査書類を徴した結果により、富士通ネットワークソリューションズ株式会社と請負契約を締結するものでございます。

なお、公募に参加した共同事業提案者は、1つ目、姫路ケーブル株式会社・阪神ケーブルエンジニアリング株式会社・アイテック阪急阪神株式会社の共同体、2社目としましてNTT西日本株式会社・NTTビジネスソリューションズ株式会社の共同体、そして3つ目としまして富士通ネットワークソリューションズ株式会社・株式会社サルードの3共同体でございまして、神河町超高速ブロードバンド施設整備プロポーザル審査委員会における審査結果につきましては(2)のとおりでございます。

契約金額につきましては、先ほど申し上げましたように7億2,144万円でございます。科目別の事業費予算につきましては(3)に記載しているとおりでございます。

工期につきましては、本日議決をいただければ平成29年4月27日から平成31年3月15日までといたしております。

なお、年度にまたがっての契約締結をする予算措置につきましては、平成29年度一般会計予算において債務負担行為で措置をさせていただいております。ただし、今回の中で平成29年度での負担行為額の組み替えをお願いをする予定をいたしておりますが、負担行為額全体の変更はございません。組み替えの要因としましては、当初の内訳のうち工事請負費で計上すべきものが委託料、備品購入費に計上しておりましたものの振りかえと、切りかえ工事の部分を光ケーブルが既に設置済みの大河内エリアからすることにより切りかえ工事の分散化を図るため、2年間で予定をさせていただいておりますセンター内の機器の整備を29年度で実施することによるものが主な要因でございます。

次に、工事等の概要について御説明を申し上げます。

今回の契約では、次の4つの内容の工事をすることにいたしております。1つ目に神崎エリアの伝送路の光化、2つ目に神崎エリアの光化にあわせた機器整備、3つ目に行政のネットワークとしての神崎エリアの同軸部分を光ケーブルに切りかえをすることによる行政ネットワークのつなぎ込み、そして4つ目に町全体に敷設した光ケーブルの伝送路を民間業者にIRU契約により貸し付けをいたしまして、インターネット業務を受注するという部分でございます。

2ページにつきましては、IRU契約を行いますインターネット事業の受託契約者の株式会社サルードの会社概要を記載いたしております。但馬地域を中心に事業展開をされておりまして、新温泉町のケーブルテレビ等のバックボーンの請負をされている業者になります。

それでは、3ページをごらんください。3ページにつきましては、今回敷設する光ケーブルの光幹線、神崎エリア側のルート図でございます。現状の同軸ケーブルの敷設経路に沿った部分の敷設を計画いたしております。

4ページにつきましては、全体の工事スケジュール案でございます。本議案締結後設計に入りまして、光ケーブル敷設工事につきましては平成29年11月ごろから工事を始めさせていただきたいと思っております。情報センター内の機器の更新につきましては平成30年1月ごろから行いまして、センター内の機器の更新終了後、現在既に光ファイバーである大河内エリアにつきましてはインターネットを含めた切りかえの実施が可能ですので、平成30年ぐらいから準備が整い次第切りかえの工事を実施をできたらと考えております。

また、神崎エリアにつきましては、平成30年7月ごろに基幹幹線の工事が完成した地域から順次インターネットサービスを含めた切りかえを開始する予定でございます。

なお、光ケーブル伝送路のIRU契約及び利用料等関連する条例改正が必要となって

まいりますので、光インターネットサービスの開始時期を見据えながら本年12月の定例会に各関係議案を上程する予定をいたしております。

5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、加入者宅の具体的な工事内容を記載させていただいております。赤字で記載しております部分が今回の工事の新設部分、青字で記載しておる部分が現状の機器の撤去の範囲となります。

5ページの神崎エリアでは、伝送路の光ケーブルに敷設しました光ケーブル、クロージャーという機器の中から加入者宅に2本の光ファイバーを引き込みます。各戸にV-ONUと申します光信号を電気信号に変換する機器を現在の保安器にかえて設置いたします。それから、既設の同軸ケーブルを利用しながら新設したV-ONUのための電源供給工事をするまでが今回の工事の範囲となります。また、神崎エリア側でセットトップボックスを設置し、BS放送をごらんいただいている方につきましてはパススルー対応のためにテレビ直前の分配器の取り付けも考えております。インターネット加入者につきましては、D-ONUという部分で設置を行います。あわせて、既存のHFCの機械、同軸の告知放送等の機械の撤去も同時に行う予定をさせていただいております。

6ページをごらんください。大河内エリアにつきましては、既存のV-ONUを神崎エリアのものと同等のものと交換いたします。センター内での通信用の機器を更新することから、インターネット用の機器を更新することから、大河内エリアの切りかえにつきましてはインターネット契約者を優先的に切りかえる必要がございますので、インターネット契約者を優先的に行うことといたしております。

なお、現在の神崎エリアの同軸幹線施設の撤去につきましては、平成30年11月ごろから行う予定をさせていただいております。

7ページ以降につきましては、今回の工事の内容をまとめさせていただいております。7ページが神河町ケーブルネットワークの改修内容でございます。赤い枠組みの部分が今回の改修の範囲となります。

8ページにつきましては、改修のポイントということでまとめさせていただいております。まず、放送設備系の改修のポイントにつきましては、4K8K放送の再送信への対応がメインでございます。まず受信点の改修としまして、4K8K放送、BS、CSの左旋周波数への対応を行います。ヘッドエンド設備につきましては、BS、CSのパススルーに対応した機器の追加導入の改修を行います。FTTH、光ケーブルの伝送路向けの送信機の改修としましては、神崎エリアには新たに追加、同時に大河内エリアにつきましては同様の改修を行います。

通信系の改修のポイントとしましては、将来に向けた超高速大容量への対応を考えております。神崎エリアにつきましては、現在のケーブルセンターモデムと入れかえて超高速GE-PONシステムを導入いたします。大河内エリアにつきましては、同様の設備に更改をいたす予定をいたしております。

9ページにつきましては、既存のサービスと更改後のサービスの相違点をまとめさせていただいております。以下のサービスが追加、改善されます。放送面では、神崎エリアにつきましてはBS放送が手持ちのテレビで視聴できるパススルー状態になります。同じく、全町エリアでCS放送が手持ちのテレビで視聴できる形になります。追加としまして、今徐々に販売されてきておりますが、BS・CSの4K8K放送に対応したテレビにつきましても実用放送開始後につきましてはお手元のテレビで視聴できる形になります。通信面につきましては、インターネットの接続スピードが現状の10メガから1ギガに速度改善を図る予定です。

以上が工事等の内容等になります。町内全体での工事になりまして、国道、県道、町道等での工事や加入者宅への工事もありますので、安全面には細心の注意をしながら進めてまいりたいと考えております。

また、伝送路の光ケーブルを既設の関電柱、NTT柱、自営柱に共架、添架をいたします。その際、電柱が建柱されております土地の地権者の同意が必要となることとされておりますので、ケーブルテレビ工事施工につきましては御理解と御協力をいただきながら施工管理に努める所存でございます。

10ページにつきましては用語集です。11ページにつきましては、工事請負者の富士通ネットワークソリューションズの会社概要となっております。また後ほどごらんいただければと思います。

以上で第46号議案、神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、資料の3ページの中でそれぞれ光幹線のルート図があるんですが、その中で市場橋は特殊横断箇所例ということで、多分ここについては架線じゃなくして橋に添架するような形なんですね。というのは、私はこれは上流側ですのでね、水がたくさん出た場合にこの架線が守れるかどうかという心配をする中で、なぜこのような工法というんですか、ほかの橋の分については全部架線でやられているんですが、この部分だけこのようにされておりますので、その要因について1点お尋ねしたいのと、あとそれぞれこの新しいケーブルを引くことによって神崎エリアは当然ですが、大河内エリアについてもそれぞれ各家のONUですか、その分の取りかえをされますので、今回のこの工事費に含まれている分の中での工事費として見てある部分が、この5ページなり6ページの図面の中でどの範囲までが工事費としてカウントされているかをお尋ねをしたい

と思います。

というのは、具体的に宅内の分についても取りかえ等の事象が発生してきますので、これについては工事費で見るのか個人負担になるのか。その部分について明確に教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。三谷議員さんの1点目の質問なんですが、ちょっと明確な答えを持ち合わせておりません。またお調べして返事をさせていただきたいのですが、旧大河内側の整備を合併時にしたときの経路をそのまま利用しているという部分が今の段階の答えになってしまいます。申しわけございません。

2点目の工事費の範囲なんですが、今言いました赤色と青色の部分で示しております部分ですので、大河内エリアにつきましてはV-ONU、D-ONUの切りかえの部分と、テレビのほうにつきましては分配器を含まずでV-ONUへの電源供給の部分と、あと通信のほうにつきましては現状のラインを利用しながら音声告知、ちょっと青で電話機が撤去になってるんですが、大河内側につきましては電話機は個人の持ち物ですので撤去はいたしません。音声告知の撤去までについては工事費として見込んでおります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、質疑ございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。光ケーブル、便利になるんですけども、一般の住民さんから聞くわけなんですけども、今現在の有線放送がもう電話機能がなくなるということで不便になるという、特にお年寄りの方からそういった声を聞くんですけども、利便性がその電話機能がなくなるということについて基本料金がその分幾分か見直しがあるのかどうかいうふうなことを聞くんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 小林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

さっき説明の中でも申し上げましたように、IRU契約の部分なり条例の改正が必要となっております。その中で利用料を含め加入料を含めた部分の改正も考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第46号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 第47号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第47号議案、神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約の件でございます。

本件は、峰山高原スキー場工事のうちセンターハウスの工事を行うもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細について、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課の山下でございます。それでは、説明いたします。

議案書の次のページをごらんください。神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約に関する附属説明書でございます。入札の状況は、平成29年4月20日午前9時24分から役場3階第3会議室で行いました。次に、応札業者と入札書の記載金額は、株式会社片岡建設、株式会社ソネック姫路支店、株式会社北村工務店の3社の応札があり、落札業者は株式会社片岡建設で、金額は2億300万円でございます。契約金額は、消費税8%を加算し2億1,924万でございます。次に、契約相手の株式会社片岡建設の経歴につきましては、工事出来高及び資本金につきましては記載のとおりでございます。その次に、工事経歴書を添付いたしております。

工期につきましては、本日議会の議決をいただいて4月27日から平成29年10月31日までの契約といたします。

工事の内容につきましては、さきの峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会で御説

明申し上げておりますが、再度概略を申し上げます。

まず、資料の1ページに1階平面図を、2ページに2階平面図を、3ページに東面、南面の立面図、4ページに西面、北面の立面図を、5ページに矩計図を添付いたしております。

そして、6ページから9ページにつきましては建物概要を記載しております。工事場所は神河町上小田888の146、敷地面積は1,153.35平方メートル、鉄骨2階建て（ルーフトッキぶき）、建築面積481.6平米、延べ床面積が900平米となっております。

次に、1階にはパトロール室（待機場所）です。16.25平米、それから売店コーナー21.58平米、事務室20.8平米、レンタルスキーコーナー93.04平米、女子更衣室35.65平米、女子トイレ27.19平米、男子更衣室24.8平米、男子トイレ35.64平米、多目的トイレ5.06平米、宿泊者用スキー乾燥室26.66平米、その他共用部のホール、階段、風除室があり、1階の総面積は450平米となっております。2階にはキッズルーム30.17平米、レストラン135.14平米、研修室43.16平米、多目的交流室48平米、厨房64.07平米、食品倉庫21.29平米、前室8.80平米、休憩室10.10平米、倉庫10.08平米、その他共用部のホールと階段があり、2階の総面積は450平米となっております。

なお、各室の仕様は記載のとおりでございます、これら1階と2階の面積を合わせて900平米となっております。

以上がこのたびの神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事に係る工事内容とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、6点ばかりちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。地盤改良くいのパイ1,000というのが計上されていると思うんですが、地盤下は多分2メートルぐらいでくい点をそろえられて打ち込みをされるようなんですけども、打ち込みされるくいの長さとその本数。また工法の比較、例えばこま工法なども踏まえて比較検討された上なのかどうかをお尋ねを1点目いたします。これは図面5番に出てる部分でございます。

それから、2つ目です。図面3、4、5に係る分なんですけども、県から指示を受けて今回計画変更されたということは以前の説明でもあったんですけども、外観にかかわる分につきましては大したお金の変更はないと思うんですけども、その費用がどれだけかかったのかということと、それと今度は基礎工事の分がかなりかかってきてますんで、その分についてもどの程度お金がふえているのか、それを教えていただきたいと思います。

す。

それから、3点目です。特別委員会でも松山議員さんからも多分質問があったと思うんですけども、乳幼児向けの設備要望もあったように記憶をしております。今回は多分建物内の固定的な衛生施設については多分入っていると思うんですけども、委員から出された要望事項等がどの程度組まれて発注されているのかということをお尋ねをいたしたいと思います。

それから、4点目です。これは確認なんですけども、建物内の配管を当然含んでると思うんですけども、当初はもう給水設備も含めての総額で多分説明されてたと思うんで、屋外の配管は含んでいるのか含んでいないのかをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、5点目なんです。これは小寺議員が委員会で多分質問されたと思います。入り口からの分の蹴り上げと、それから踏み面の幅ということは小学校の基準ですというように多分説明受けたと思います。図面の1で見ますと、多分屋内の踏み面の幅は広くて屋外は多分狭くなってるのかなと思うんですけども、私の足でも大体二十五、六ありますんで、それをスキー靴を履くともっと大きくなると思います。積雪等も考えますと、踏み高というよりも踏み面の幅のほうはやっぱり多目に必要かなと思うんですけども、その分についてどのように検討されたのかということをお尋ねをいたします。

それから、最後の6点目なんですけども、この設計図面を描かれているのはH i r o設計事務所さんって図面にあるんで多分そうだと思うんですけども、施工監理を受託された方が町内業者ということで、検査を除く部分でこの工事施工に当たって不都合が生じないのかというこの6点についてお尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。私のわかる範囲の分で説明させていただいて、その後は特命参事のほうから説明させていただきますのでよろしくお願いします。

まず、1番の地盤改良のくいの件でございます。これは通常のコンクリートの既製品のくいを打つのではなく、あくまでも地盤改良のくいと思っていただきたいと思います。というのは、普通のアースオーガーで削るような感じなんですけども、それだと土が出てしまいます。普通のその機械の先端をドリルで繰っていく。その上にセメントの溶かしたやつ、セメントペーストみたいなやつですね、溶かしたやつをその管から入れて、それでその深さに達したときに下からと上からと噴出させて、それで土とまぜてセメント処理みたいな感じですね、ああいう格好でその1メートルのくいをセメント処理していきながらつくっていく。太さ1メートル……。

○議員（5番 藤原 資広君） 深さ。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 深さにつきましては、中央から右と左によってちょっと深さが違います。一つは2メートル45と、それと3メ

ーター65のこの2つのタイプになります。これを今言ったようにセメント処理というんですかね、そういう格好でくいの形に固めさせて、それを基礎のくいとさせていたかくということでございます。

それから、松山議員さんも以前委員会で御質問がありました小さな子供さんの対応ということで、多目的トイレのところにはおむつをかえるような壁にかけてこう出してそこでかえる。それで授乳とかに対しましては、女子更衣室のほうで簡易なつい立てを置いて、そこで赤ちゃんに授乳をしていただくというようなことで考えております。

階段につきましては、以前も委員会で申しましたとおり基準の階段ということを設置するということで、特に問題はないということで考えておりますので御理解よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかの件につきまして特命参事の……。

○議長（安部 重助君） くいの本数は。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） くいの本数ですね、ちょっと待ってくださいよ。全部で66本になります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかの部分について、地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） ほかの部分で給水工事の部分です。当初、委員会のほうでは一緒に打っていこうかなという案もある。それから、その他町内業者も使えるんじゃないかという御質問がございました。そういうことから鑑みまして、今回は建物の本体のみを入札して、今後給水設備についてもできるだけ町内の業者のほうにとっていただくというふうな方向で進めております。

それから、外観の部分につきましては、前回申し上げました陸屋根はだめだということで片流れの屋根といたしております。

それから、基礎工事ですね、その部分について、その地盤改良の部分についてどれだけお金が余分にかかったのかということにつきましては、ちょっともう少しお時間いただきたい。手元にその設計書等がございませんので、ちょっとお待ちください。

その施工監理の部分について、これについてもできるだけ町内業者の方にお願ひしたいというふうなこともございまして、実績のある方でございますので、特に問題はないというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、その地盤改良関係で他の工法との比較検討されたのかということをお願ひをいたしたいと思ひます。

それと、初めから主な増額の理由として県の指導ということを上げられたんで、当然そのぐらひは調べていただいたかと思ひます。やはり通常と比べればどれだけ上がっているのか。どれだけの費用が余分にかかって主たる事由になっているのかいうことを、やっぱり補足できる資料としての説明をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。藤原資広議員の御質問に対しまして、特別委員会でさまざま御意見をいただきました。それらの内容を踏まえた上で設計を行い、そしてこのたびの入札に至ったというところでございます。個々の設計変更の部分について、現在この部分で幾ら変更になったかというところまでのお答えはこの場ではさせていただくことはできませんけれども、全体概要につきましては、特別委員会の中で御承認をいただいたその内容でもってこのたび入札をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、先ほどの藤原資広議員の質問で若干宿題が残っておりますので、ここで答弁させていただきます。

まず最初に、地域振興課の観光振興特命参事より費用のアップについての詳細をお願いいたします。

観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。先ほどの費用の増減の部分について藤原資広議員様から質問があった件ですけれども、まず屋根の変更で直経でございますが、約130万ほどふえております。それから、くい打ちの部分です。その基礎に係るくい打ちの部分ですけれども、比較設計いたしまして今の工法より500万円の減額となっております。

○議長（安部 重助君） 続きまして、工法の比較検討ということで質問がございました。その件につきましては、地域振興課長からお願いします。

地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。今、山下特命参事が申しましたとおり、直経で地盤の改良のくいと、それから地盤改良ということで比較して直経で500万円の減でございます。

それと、屋根につきましても前はぺたんとしたフラットな屋根でした。それを今度は折半というんですかね、ちょっとこういうでこぼこの屋根にかえたために130万円の増ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 工法の比較検討。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） それで地盤改良のほうの

500万円の減というのは、今言ったように既成のコンクリートを打ち込む方法と、地盤改良で機械をもってまぜながらミキシングしていきながら固めていくという、この2つの工法を検討して、その今の地盤改良のほうが500万円安いということで、そちらのほうにさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 資広議員、それでよろしいですか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。私は当初、通常の基礎工法とどれだけふえたかという話で質問したつもりなんですけども、ちょっとポイントがずれているようにも思います。

もう1点は、これは鉄骨の軽い建物の2階建てなんで、例えばこま工法でもかなり安く上がるのかなという気がいたしましたんで質問したんですけども、ただ2つしかされてなかったらもういたし方ないんですけども、やはりもう少し幅広い検討も必要じゃなかったかなというふうな思いがあります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。比較するにもいろいろとありますけども、工法等でもできる限りの検討もいたした中での設計でございますので、その点は御了解していただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。私は、このセンターハウスの配置ということでお尋ねをしたいと思っております。

スキー場がAコース、2本のリフトがあって、展望が一番いいところに、このコース滑っておられる方とかリフトの状態とかそういうよく見える景色のいい場所が、このセンターハウスをその一番いい場所に建てるべきだと思うんですけども、どうもこの山の地形なり想像しますと、半分ぐらいしか見えない位置にこの配置がレストランなり、1階はもちろんパトロール室がありましょうし、2階の展望レストランとか食事されるそういうような何か平面になっております。そういうところで想像するんですけども、仕上がったときに全景が果たしてコースの状態なんかを見れるんか。展望がどれぐらい、スキー場のそういう見える場所になるのかなということでお尋ねをいたします。見えるか見えないか。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。藤原裕和議員さんの御質問にお答えします。

おっしゃったとおりその正面へ向かってホテルがございまして、その左側のもともとは子供の遊び場にしている部分です。その部分にセンターハウスをつくったわけですか

ら、その直近からは景色はもうほとんど見えません。建物が非常に大きくございますので、ですから見るとすればホテルとセンターハウスのすき間から見えるかな、その程度かなというふうに思います。

ただ、その配置についての検討なんですけども、平地部分の残り少ないところとか、それから現状の地形をできるだけ変えないこととか、そういう自然環境に配慮した部分と、またそれからあとはリフトとの距離、できるだけもうすぐに乗れるというそういう場の設定とかという、そういうふうな総合的な判断をした上であそこにしたというふうに、決してベストな用地ではないというふうに思います。景観的には、下から見たときは非常にちょっと厳しいかなという思いがありますが、ただし今度その上から滑りおりにくる部分については広大な景色が見えるので、その部分についてはお客様に十分満足していただけるかなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほか、ございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。この質問につきましては、もう設計ができてる段階ですのでちょっと今さらということになるかと思うんですけども、もう27日から施工ということですのでちょっとお伺いしたいと思います。

この設計、私はちょっと見落としておりまして、エレベーターがついていないんですね。これにつきましては、この設計についてはもう県のほうも許可がおりてるということだと思いますが、障害者の方の使用の対応ということで、外でのスロープはあるんですが、中で利用されるにつきましては2階がレストランということもあります。障害を持っておられる方もスキーを楽しまれるというふうな、今の時代そういうふうになってきてるんですけども、そういう方が利用されるに当たってそれに対する対応は人的な対応で考えておられるのか。それとも、いや、何かの違う方法で対応すべきというふうに考えられるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課の山下でございます。松山議員様の質問に対してお答えします。

もうおっしゃられたとおりかなというふうに思います。今もう既に設計ができておりまして工事に着手したいという思いの中で、精いっぱいのはやってるつもりなんですけども、エレベーター等を設けるというのは非常に金額的にも高くかかるということなので、現実的な対応といたしましてはマンパワーでという格好で、それからいろんな面で現場のほうで判断していただいて、できるだけのサービスを提供したいなど。もうそういうことを思っています。

ただ、今後その現場で起こる状況につきましては、今後その改善等をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。一つ確認をさせていただきたいんですけども、詳細図いっぱいつけていただいているんですけども、いわゆる設備に関する詳細説明が一つも書いてないんですね。恐らく設備費込みで2億かなと思うんですけども、設備というのは恐らく数千万円単位かかろうかと思うんで、一体この2億いうのはどこまでが入ってる2億なんですかね。まずその辺の説明からお願いします。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは小寺議員の質問、設備の詳細という形の中で質問を受けておりますので、ここで答弁願います。

観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課の山下でございます。先ほどの小寺議員様からの御質問でございますが、例えば電気設備工事でございますが、動力設備それからコンセント、電灯設備、照明器具、非常照明、誘導灯、それから電話、LAN配管、それからテレビ共聴設備、インターホン、それから呼び出し設備工事、それから放送設備工事、自動火災設備工事で、これが普通一般的にどの建物もつくんですけども、特にあるのはインターホンの呼び出し設備工事、それから放送設備という格好になります。

それから、機械設備がどんなもんがあるかということですが、衛生設備、給配水、それから給湯、それからガス設備、空調設備、換気設備工事、それから計装設備工事、それから厨房設備工事と浄化槽設備工事という格好になっております。これらの部分が各種このセンターハウスの工事の中に入っている電気設備工事と、それから機械設備工事の内容となります。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。想像してましたとおりといいますか、建屋だけということはありませんので、恐らく設備工事、機器工事全て込みのお値段だと思います。早速それを今おっしゃられたやつを全部私らに筆記せえ言うても難しゅうございますので、また後日で結構ですから資料を出していただいて、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 資料提供、お願いします。

地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） ただいまの件、また委員

会までにそろえていきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第47号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 第48号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第48号議案、神河町峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約の件でございます。

本件は、峰山高原スキー場工事のうち設備関係で第1リフト工事を行うもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細について、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課の山下でございます。それでは、御説明いたします。

議案書の次のページをごらんください。峰山高原スキー場設備整備工事（第2期）請負契約に関する説明書でございます。入札の状況は、平成29年4月20日午前9時41分から役場3階第3会議室で行いました。次に、応札業者と入札書の記載金額は、日本ケーブル株式会社大阪支店、安全索道株式会社、JFEプラントエンジニアリング株式会社の3

社の応札があり、落札業者は日本ケーブル株式会社で金額は1億2,357万円でございます。契約金額は、消費税8%を加算し1億3,345万5,600円でございます。次に、契約相手方の日本ケーブル株式会社の経歴につきましては、工事出来高及び資本金につきまして記載のとおりでございます。その次に、工事経歴書を添付いたしております。

工期につきましては、本日議会の議決をいただいた後、4月27日から平成29年の11月30日までの契約といたします。

工事の内容につきましては、図面1のページに平面図、2ページには第1トリプルリフトの起点・停留所設置配置図を添付しております。1ページ目の平面図には第1トリプルリフトの位置を示してございまして、黄色のマーカーで表示してございまして、このリフトは3人乗りの安全バーつきでございまして、座席幅は1,400ミリで延長は697.81メートルでございます。位置的には北向きの場所にあります。

次に、ページ2の図面でございます。第1トリプルリフトの起点・停留所設置配置図でございます。これらの設備は3本の支柱からできてございまして、図面上の中央の図が横から見たもので、左はセンターハウス方向、右は頂上方向でございます。左の図はリフト起点から終点方向を見た支柱、それから右端の図面は終点方向から起点側を見た図面でございます。図面下の図は、これらを真上から見た図面となっております。

以上がこのたびの峰山高原スキー場設備工事に係る工事契約の内容とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。それでは、2点ばかり質問いたします。

今回も5,000万以上ということで、通常なら一般競争入札が指名競争入札ということで、前回と同じ業者の4社ということになっております。ほん近くに第2リフトは先もう売られているわけなんですけども、近傍類似工事扱いをされているのかされていないのかをまずお伺いしたいのと、それと搬器、搬器って乗る分、3人乗りのつった分、あれが結局何ぼになっているのか。多分第2リフトからいうたら93個ぐらいになるんかどうかわからないんですけど、この第1リフトでは何基あるのか教えていただきたいと思っております。その2点でございます。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。質問、今のわかりましたか。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 内容わかりました。

○議長（安部 重助君） そしたら地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。そのリフトの個数につきましては108基でございます。

それと、今の隣接の前売つとるリフトとの隣接で諸経費を安くしたかということなんですけども、そこまではわからないんでちょっとだけ調べさせてください。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

調べてわかったら、即手挙げてください。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） はい。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。今、108台ということでしたね。それで第2リフトは100台ということで、前のリフトの間隔が多分7.5メートルごとに1つかな。今回は初級向けのファミリー向けのコースで、それよりも短いコースに多分なると思うんですけども、ましてやそれ3人乗りなんで、やっぱり乗られておりられるのに危険性がないのか。その分についてどのように配慮されているのかをちょっと教えていただければなと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。今、仕様内容でいきますと、運転速度は2メートル／セカンドでございます。その2メートルが一番最高で1.8、1.6、1.3というような段階別に速度の調整はできるんですけども、その中で一番安全な速度をもって、お子さんとかいうので対応の仕方は変わってくると思いますので、その辺で安全な速度を保っての回転という格好になると思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 先ほどの隣接工事扱いしてるかどうかという部分については、隣接工事扱いしておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第48号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 第49号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第49号議案、平成29年度神河町一般会計補正予

算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、先ほど審議いただきました第46号議案の神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業工事（設計・施工一括型）請負契約における平成29年度の契約内容により、歳出予算と歳入の財源について補正するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,739万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,860万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第49号議案の詳細説明をいたします。

3ページ、第2表、地方債補正をお開きください。第2表、地方債補正。1、地方債の変更。2、ケーブルテレビ整備事業。第46号議案の請負契約における平成29年度の契約額が当初予算額に対しまして減額をしたことによりまして、その財源となります地方債について限度額を7,310万円減額し、2億8,010万円とするものでございます。あわせまして、地方債全体の限度額につきましては14億3,520万円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、最後のページ、6ページをお開きください。

2、歳入。18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金2,429万3,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整によるため減額をいたすものでございます。これによりまして、平成29年度末の見込みにつきましては16億3,728万1,000円となる見込みでございます。

続きまして、21款町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

3、歳出。2款総務費、1項総務管理費、7目CATV管理運営費9,739万3,000円の減額でございます。先ほど説明をいたしましたとおり、46号議案の説明のとおり

り契約の内容により増減をいたすものでございます。まず13節委託料1,616万4,000円、設計監理業務委託料を減額いたしまして、29年度事業費が5,271万4,000円となるものでございます。続いて15節工事請負費1億7,662万円を減額し、1億4,850万2,000円の工事費とするものでございます。続いて18節備品購入費9,539万1,000円の増額でございまして、1億7,139万1,000円の予算にするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

第49号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今臨時会に付議された案件は全て議了しました。

これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第78回神河町議会臨時会を閉会します。

午前11時02分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員並びに執行部各位において終始真剣な議論を交わされた結果、町長から提出されました議案は全て承認、可決されました。議員各位の御精励と御協力、また執行部におかれましても真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。

審議の過程において議論されました内容については十分考慮され、今後の町政執行に反映されるよう望むところです。

間もなくゴールデンウィークを迎えます。体調管理と安全には十分気をつけていただ

き、楽しい休日となりますようお祈り申しまして閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たりましてお礼を申し上げます。

本日提案させていただきました案件全てにつきまして、真摯な御論議、御助言の中、御承認、可決いただきまことにありがとうございました。

ことしはもう御承知のように地域創生実行2年目の年、総合戦略アクションプログラムに基づいた平成29年度重点事業を初め、各種事業の円滑な推進と執行に全力で取り組む決意であります。議員各位には町政運営に引き続きの御支援、御指導を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。

終わりに、新緑の輝き、そして吹き抜ける風が何とも心地よい季節になってまいりましたが、議員各位におかれましては今後とも健康には十分御留意していただきまして、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前11時05分

---